組合活性化情報

月刊 中央会

熊本県中小企業団体中央会
Kumamoto prefectural federation of small business Association

特 集

【熊本県・県内14市】令和５年度
中小企業向け融資・助成制度一覧

2023
07
July

知里の曙

上天草市松島町教良木の金性寺の入り口にある池に植えられた「知里の曙」は、アジア系とアメリカ系のハスを交配して十数年前に誕生させた品種。一般的なハスは葉の高さで花を咲かせるのに対し、葉よりも20～30センチ高いところで開花するのが特徴という。

経営者・役員・従業員とそのご家族の安心の保障を準備するために中央会の共済制度をご活用ください。

BESTパートナー
大樹生命

従業員のための退職金準備に
特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、
安定した退職金準備が
できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社
大樹生命保険株式会社

経営者・従業員のための万一の保障
団体扱生命保険

団体扱＊(月払)**の場合、**
一般扱(口座振替扱月払等)**で**
ご契約いただくよりも、
保険料が割安になります！

オーナーズプラン
経営者の
各種リスクマネジメントのために

パートナーズプラン
役員・従業員の皆さまの
保障準備をサポート

業務上の災害への備えに
業務災害補償保険

事業活動にかかわる
従業員さまのケガなどのリスクに
対してお役に立つ保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社

業務災害補償保険 取扱代理店
大樹生命保険株式会社

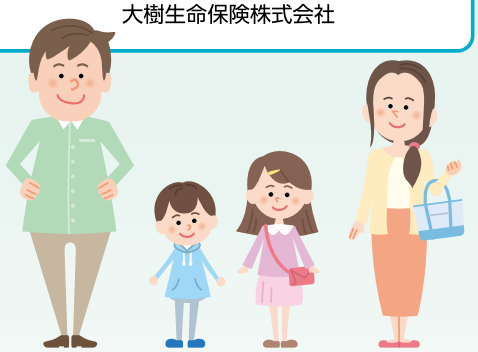

＊ 団体扱とは、熊本県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。
※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせください。
※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおり－約款」および熊本県中小企業団体中央会の「退職金共済規程(規約・規則)」等を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社　熊本支社
〒860-0806 熊本県熊本市中央区花畑町1-1 大樹生命ビル5F　TEL:096-354-4394
https://www.taiju-life.co.jp/

大樹 -KB-2019-1064 (損保)A-2021-101 (2021.4)
R-2021-1001 (2021.4)

組合活性化情報
月刊中央会

Contents

特集 【熊本県・県内14市】
令和５年度中小企業向け融資・助成制度一覧 …02

・中央会便り
熊本県中小企業団体中央会　第68回通常総会を開催 ……16
・組合Hot News
「阿蘇・波野高原協同組合」の創立総会が開催されました……18
畳の残材を活用し、オリジナル畳商品を開発！……18
・くまもとUBA
青年部活動レポート／全国中小企業青年中央会　2023年度通常総会 in 宮城県 ……19
・お知らせ
熊本県からのお知らせ
熊本県リサイクル製品認証募集のお知らせ……15
熊本国税局からのおしらせ
ちょっと待って！インターネットオークションでお酒を販売するには免許が必要です……20
・景況ウォッチャー
令和５年５月分……22
情報連絡員便り……23
・掲示板
編集後記……24

7月 熊本の花

花言葉
「あなたを見つめる」「光輝」

ヒマワリ

夏の陽射しに立ち向かうように茎を伸ばす姿には思わず目を奪われてしまうもので、凛々しい花の姿にぴったりの花言葉です。
キク科の一年草ですが、学名、英名とも「太陽の花」という意味を持ちゴッホやモネをはじめとした多くの芸術家の心を魅了してきました。
輝く太陽が良く似合う、ロマンティックな花言葉から結婚のプロポーズの際に相手に渡すお花としても人気を集めています。

特集

【熊本県・県内14市】令和５年度 中小企業向け融資・助成制度一覧

熊本県及び県内各市では、中小企業向けに様々な融資・助成制度を実施しています。この度本誌では、各行政機関の制度概要を取りまとめご紹介します。ぜひ、組合員事業所等へ周知いただきますようお願い致します。

なお、調査にご協力いただいた行政窓口の情報のみ掲載しておりますので、詳細については各行政機関の窓口までお問い合せください。

【目　次】

■熊本県　商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課……2
■熊本市　経済観光局産業部商業金融課……4
■熊本市　経済観光局産業部経済政策課……4
■八代市　経済文化交流部商工・港湾振興課……5
■人吉市　経済部商工観光課商工係……8
■荒尾市　地域振興部産業振興課商工・企業誘致推進室…8
■水俣市　産業建設部経済振興課経済振興室……8
■玉名市　商工政策課商工振興係……9
■天草市　経済部産業政策課……9
■山鹿市　商工観光部商工課商工係……10
■菊池市　経済部商工振興課……11
■宇土市　経済部商工観光課商工振興係……13
■上天草市　経済振興部観光おもてなし課産業振興係……13
■宇城市　経済部商工観光課商工振興係……14
■阿蘇市　経済部まちづくり課商工物産係……14
■合志市　産業振興部商工振興課……14

■熊本県　商工労働部　商工雇用創生局　商工振興金融課

詳細HP：https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/61/50733.html
TEL：096-333-2314　　FAX：096-383-1854

制度名	対象者	限度額（　）は運転資金
産業活性化資金 （一般枠）	次の⑴～⑷のいずれかを目的とする者 ⑴施設又は設備の近代化 ⑵ISO取得等による経営基盤の強化 ⑶商品仕入等事業経営の安定化 ⑷産学官連携による研究・開発	１企業 5,000万円 （2,500万円） １組合 １億円 （5,000万円）
金融円滑化特別資金 （一般枠）	次の⑴～⑷のいずれかに該当する者 ⑴申込日から１年以内の連続する３か月間の平均売上高、平均売上総利益率又は平均営業利益率（以下「平均売上高等」という。）が、前年同期の平均売上高等に比して３%以上減少している者 ⑵様々な外部環境の変化により経営が悪化しているとして知事が指定した者 ⑶申込日から１年以内に倒産した企業に対して、50万円以上の売掛金等の債権を有しており、資金繰りに支障を来している者 ⑷熊本県中小企業再生支援協議会の支援により策定した経営改善計画により再生に取組む者	１企業 5,000万円 １組合 １億円
金融円滑化特別資金 【コロナ分】	セーフティネット第４号の規定に基づく「特定中小企業者」として市町村長の認定を受けた者	8,000万円 【別枠】
金融円滑化特別資金 【豪雨分】	次のいずれかに該当する者 ⑴令和２年７月豪雨による被害の影響を受けた中小企業者で、市町村長の発行する罹災証明書を有している者 ⑵令和２年７月豪雨に係る中小企業等特定施設等災害復旧費補助金（なりわい再建支援補助金）の交付決定を受け、補助対象として認められた施設、設備の復旧を行う者	8,000万円 【別枠】
小規模事業者 おうえん資金	既存の保証協会の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）と本資金との合計が2,000万円以下となる従業員20人（商業･サービス業５人（宿泊業・娯楽業を除く））以下の小規模企業者	2,000万円
創業者支援資金	事業を営んでいない個人又は事業を営んでいない個人で過去に廃業の経験があり、県内で新規又は再び事業を開始するもので、次の⑴～⑸のいずれかに該当する者 ⑴１か月以内に新たに個人事業を開始する具体的計画を有する者（産業競争力強化法第２条第20項第１号に規定する認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けた者（以下「特定創業支援等を受けた者」）は６月以内） ⑵２か月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する者（特定創業支援等を受けた者は６月以内） ⑶個人事業を開始した日以後５年未満の者 ⑷会社設立の日（法人登記日）以後５年未満の者 ⑸上記⑶に該当する者が会社を設立し、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合	3,500万円

制度名	対象者	限度額（ ）は運転資金
経営革新等支援資金	県が定める特定の事業に取り組む者 【例】 ・経営革新計画の承認を受けた者 ・先端設備等導入計画の認定を受けた者 ・地域経済牽引事業計画の承認を受けた者 ・熊本県からブライト企業の認定を受け、認定有効期間中（認定から３年間）にある者 ・自ら策定したBCP（事業継続計画）又は事業継続力強化計画に基づき防災に資する施設等の整備を行う者 ・熊本県SDGs登録制度の登録を受けた者	１企業 5,000万円 （2,500万円） １組合 １億円 （5,000万円）
新事業展開支援資金	次の⑴～⑶のいずれかに該当する者 ⑴現に営んでいる事業を継続しながら、具体的な計画のもと異業種への進出を図る者又は進出後１年未満の者 ⑵現に営んでいる事業の全部又は一部を廃止して、具体的な計画のもと異業種の事業を開始する者又は異業種での事業開始後１年未満の者 ⑶自らの事業の全部又は一部を継続して営んでいる者が、異業種の事業を営むため筆頭株主又は筆頭出資者となって新たに県内で設立した会社で、設立後１年未満の者	１企業 5,000万円 （2,500万円） １組合 １億円 （5,000万円）
中小企業短期資金	季節的及び短期的な資金を必要とする中小企業者	平均月商の３倍又は2,000万円のいずれか低い額
事業承継者おうえん資金	次の⑴～⑶のいずれかに該当する者 ⑴事業承継を行う者又は事業承継を行って５年以内の者 ⑵経営承継円滑化法第12条第１項第１号イの規定による認定を受けた会社である中小企業者の代表者 ⑶３年以内に事業承継する計画を有する法人又は令和２年１月１日から令和７年３月31日までに事業承継を実施した法人で事業承継日から３年を経過していないもので、次の①～⑤の全てに該当する者 ① 資産超過であること ② EBITDA有利子負債倍率が15倍以内であること ③ 法人・個人の分離がなされていること ④ 返済緩和している借入金がないこと ⑤ 専門家の確認を受けていること	5,000万円
資金繰り安定借換資金	次の⑴及び⑵のいずれにも該当する者 ⑴金融円滑化特別資金及び小規模事業者おうえん資金のうち、平成28年熊本地震による被害の影響を受けた者を対象とする資金の保証付融資残高を有する者 ⑵申込日から１年以内の連続する３か月間の平均売上高、平均売上総利益率又は平均営業利益率（以下「平均売上高等」という。）が、平成28年熊本地震発生直前同期の平均売上高等に比して減少している者	5,000万円
新型コロナウイルス経営改善資金（伴走支援型）	次の⑴～⑶のいずれかに該当し、経営行動に係る計画を策定した者 ⑴セーフティネット第４号の規定に基づく「特定中小企業者」として市町村長の認定を受けた者 ⑵セーフティネット第５号の規定に基づく「特定中小企業者」として市町村長の認定を受けた者 ⑶次のいずれかに該当する者 ①最近１か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して５%以上減少 ②最近１か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して５%以上減少 ③最近１か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して５%以上減少 ④直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して５%以上減少 ⑤最近１か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して５%以上減少 ⑥最近１か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して５%以上減少 ⑦直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して５%以上減少	１億円
新型コロナウイルス経営改善資金（事業再生型）	産業競争力強化法第53条第１項、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第32条第１号から第４号までに規定される計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行と進捗の報告を行う者	8,000万円
くまもとゼロカーボン資金	次のいずれかに該当する者 ・省エネルギー設備、省エネルギーに資する建築物、再生可能エネルギー設備、蓄電池、次世代自動車又は充電設備等（主たる目的が売電である設備は除く）を導入しようとする者 ・事業再構築補助金（グリーン成長枠）の交付決定を受けた者	8,000万円 ※設備のみ

■熊本市経済観光局産業部商業金融課

詳細HP：https://www.city.kumamoto.jp/
TEL：096-328-2424　　FAX：096-324-7004

制度名	融資対象者	融資限度額	保証料率
創業サポート資金	●新規に事業を起こす（起こした）者であって、次のいずれかに該当する者 ⑴市内に住所を有し、事業を営んでない個人であって、１か月以内に新たに個人事業を開始する者（注） ⑵市内に住所を有し、事業を営んでない個人であって、２か月以内に新たに会社を設立する者（注） ⑶市内に住所を有し、個人事業を開始した日以後１年未満の者 ⑷市内に本店登記を有する法人であって、会社設立の日（法人登記日）以後１年未満の者 （注）産業競争力強化法第２条第29項第１号、第３号に規定する認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けた者は６月以内 ※熊本県外に住民登録後１年以上経過し、定住を目的として熊本市内に住民登録後、１年以内の者は、全額保証料補給あり。 ※熊本市事業承継者に対する利子補給要綱第２条第１項第２号に該当する者は、全額保証料補給の特例あり。	2,000万円以内	●令和５年12月28日保証申込受付かつ令和６年３月末日までの融資実行分 年0.00% (期間限定) ※市補助・補給後 ●上記以外 年0.35% （特例対象者は年0.00%） ※市補助・補給後
経営向上小口資金	●市内に１年以上住所（法人の場合は本店登記）を有し、かつ同一事業を１年以上経営している小規模企業者 ●従業員20人以下（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は５人以下）であること。 ●この融資と既存の保証協会の保証付融資残高（根保証においては融資極度額） との合計2,000万円の範囲内であること。 ※熊本市事業承継者に対する利子補給要綱第２条第１項第１号に該当する者は、保証料補給の特例あり。	1,000万円以内	年0.25%～1.10% （特例対象者は年0.00%） ※市補給後
小口資金	●市内に１年以上住所（法人の場合は本店登記）を有し、かつ同一事業を１年以上経営している中小企業者 ●従業員20人以下であること。	1,000万円以内	年0.225%～0.625% ※市補給後
【新設】経営活性化資金	●市内に１年以上住所（法人の場合は本店登記）を有し、かつ同一事業を１年以上経営している中小企業者及び組合 ※他の市制度融資の借換も可能	3,000万円以内	年0.25%～1.70% ※市補助後
【新設】補助金活用支援資金	●市内に１年以上住所（法人の場合は本店登記）を有し、かつ１年以上経営している中小企業者 ●国や地方自治体等から補助金の交付決定を受けていること。 ※借入申込時の必要書類：補助金に関する「交付決定通知書（写）」＋「申請書類（写）」 ※**取扱期間は、令和5年12月28日保証申込受付かつ令和6年3月31日融資実行分まで**	3,000万円以内	年0.00% ※市補給後
経営安定特例資金	●市内に１年以上住所（法人の場合は本店登記）を有し、かつ同一事業を１年以上（天災地変・火災の場合６か月以上）経営している中小企業者で次のいずれかに該当する者 ⑴大規模小売店（床面積1000㎡超）の進出又は増床により経営に影響を受けると市長が認めた者 ⑵倒産企業に対して直接取引をおこなっている者で、50万円以上の売掛債権を有しその回収が困難であると市長が認めた者 ⑶天災地変・火災により被害を受けた中小企業者と市長が認めた者 ⑷大規模小売店の撤退、譲渡又は縮小に伴い経営に影響を受けると市長が認めた者 ※上記４項目については融資申込前に市の認定が必要となります。なお、認定に要する期間は、申請から交付まで２週間程度かかります。	1,500万円以内	年0.25%～1.70% ※市補助後

■熊本市経済観光局産業部経済政策課

詳細HP：https://www.city.kumamoto.jp/
TEL：096-328-2950　　FAX：096-324-7004

制度名（補助金）	対象となる事業及び対象者並びに限度額
熊本市EC展開支援事業補助金	【対象となる事業】 ECサイトの構築・改修、自社ホームページのEC機能拡充やECモール等への出店、ECサイトの宣伝を目的とした広告事業。ただし、国、他の地方公共団体等の補助金と重複して補助を受けることとなる事業は除く。 【対象者】 １熊本市内に本社または主たる事業所を有するものであって、補助対象業種を主たる事業として営むもの。ただし、団体の場合は、２分の１以上が熊本市内に本社または主たる事業所を有するものをもって組織されたもの。

<table>
<tr><th>制度名（補助金）</th><th>対象となる事業及び対象者並びに限度額</th></tr>
<tr><td></td><td>※本制度における補助対象者は、常時使用する従業員の数が300人以下（卸売業、サービス業に属する事業を主たる事業として営むものについては100人以下、小売業に属する事業を主たる事業として営むものについては50人以下）である中小企業者のうち、日本標準産業分類（平成25年10月改定）における大分類E製造業、大分類G情報通信業の中分類39情報サービス業、大分類Ｉ卸売業・小売業、大分類M宿泊業・飲食サービス業の中分類76飲食店、77持ち帰り・配達飲食サービス業を主たる事業として営む者。
２市税の滞納がないこと。（新型コロナウイルス感染症拡大に伴い徴収が猶予及び分割納付の誓約が済んでいるものは除く。）
【補助率等】
<table><tr><th>補助対象経費</th><th>補助率・限度額</th></tr><tr><td>①ECサイト構築費（ECサイト構築・改修に係る経費）
②出店料、③手数料（ECモール等新規出店に限る。）
④翻訳費、⑤広告宣伝費（EC展開事業に係るものに限る。）</td><td>１／２以内・50万円</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>熊本市物産展等出展支援事業補助金</td><td>【対象となる事業】
物産展、展示販売会、見本市、商談会等（オンライン開催を含む）への出展事業（即売を伴う事業を含む）。ただし、国、他の地方公共団体等の補助金と重複して補助を受けることとなる事業は除く。
【対象者】
１熊本市内に本社または主たる事業所を有するものであって、補助対象業種を主たる事業として営むもの。ただし、団体の場合は、２分の１以上が熊本市内に本社または主たる事業所を有するものをもって組織されたもの。
※本制度における補助対象者は、常時使用する従業員の数が300人以下（卸売業、サービス業に属する事業を主たる事業として営むものについては100人以下、小売業に属する事業を主たる事業として営むものについては50人以下）である中小企業者のうち、日本標準産業分類（平成25年10月改定）における大分類E製造業、大分類G情報通信業の中分類39情報サービス業、大分類Ｉ卸売業・小売業、大分類M宿泊業・飲食サービス業の中分類76飲食店、77持ち帰り・配達飲食サービス業を主たる事業として営む者。
２市税の滞納がないこと。（新型コロナウイルス感染症拡大に伴い徴収が猶予及び分割納付の誓約が済んでいるものは除く。）
【補助率等】
<table><tr><th>補助対象経費</th><th>補助率・限度額</th></tr><tr><td>①出展料　②小間装飾費　③宿泊費及び交通費　④パネル・のぼり作成費
⑤ポスター・パンフレット作成費　⑥輸送費　⑦自社・商品PR用写真・動画コンテンツ作成費　⑧翻訳費</td><td>１／２以内・40万円</td></tr></table>※各経費とも物産展等への出展に係るものに限る。
※翻訳費は国外における物産展等への出展に係るものに限る。</td></tr>
<tr><td>熊本市中小企業研修派遣助成制度</td><td>【助成内容】
対象となる企業が中小企業大学校などの公的研修機関での研修に参加する場合、受講者の旅費・滞在費の２分の１相当額を限度に予算の範囲内で助成
【対象となる企業】
・本市に事業所又は事務所を有する中小企業者等（中小企業者等が法人、団体又は組合である場合にあっては、その役員）※職務を本市内の事業所又は事務所において行う者に限る
・中小企業者等の有する本市内の事業所又は事務所の従業者
・熊本市内に事業所又は事務所がある中小企業の協同組合・商店街振興組合など
【助成の対象となる研修機関】
・中小企業大学校（人吉校、直方校）
・職業能力開発促進センター　など
※九州内に設置されている上記機関が実施する２日以上の研修（令和５年度中に開催されるもの）に限る。
【補助金額】
人吉校
<table><tr><th>研修期間</th><th>２日間</th><th>３日間</th><th>４日間</th><th>２日間×２回</th><th>４日間×６回</th></tr><tr><td>補助額</td><td>9,000</td><td>12,000</td><td>15,000</td><td>18,000</td><td>90,000</td></tr></table>直方校
<table><tr><th>研修期間</th><th>２日間</th><th>３日間</th><th>４日間</th><th>２日間×２回</th><th>４日間×６回</th></tr><tr><td>補助額</td><td>14,000</td><td>17,000</td><td>20,000</td><td>28,000</td><td>100,000</td></tr></table></td></tr>
</table>

■熊本県八代市経済文化交流部商工・港湾振興課

HP：http://www.city.yatsushiro.kumamoto.jp/
TEL：0965-33-8513（直通）　FAX：0965-33-4516（経済文化交流部代表）

制度名	対象者・内容	限度額
八代市小口資金融資制度	①市内に１年以上引続き住所又は事務所、店舗、工場を有する従業員20人以下の企業者 ②市内で引続き１年以上同一事業を営んでいること ③市税を完納していること	１企業 1,000万円以内
八代市中小企業経営安定特別融資制度	①中小企業信用保険法第２条第１項に規定する中小企業者 ②市内で引続き１年以上同一事業を営んでいること ③市税を完納していること	１企業 1,500万円以内

<table>
<tr><th>制度名</th><th>対象者・内容</th><th>限度額</th></tr>
<tr><td>八代市創業者支援資金融資制度</td><td>①産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第２条第29号に規定する創業者
②市税を完納していること</td><td>１創業者につき1,000万円以内
ただし、特定創業支援の証明を受けた者は1,500万円以内</td></tr>
<tr><td>八代市企業振興促進事業</td><td>要件を満たす八代市内の対象事業所を適用事業所として指定し、下記の奨励措置を実施する。
（対象事業所）
①製造業、運輸業、電気・ガス・熱供給業、卸売業
②①の業種に係る研究、開発、検査及び整備施設
③不動産業者が①のために建設、取得する施設（立地決定済みに限る）
（適用要件）
事業所等の投資に係る操業開始時の投下固定資産総額が１億円（中小企業者は2,000万円）以上かつ新規雇用者５人以上（中小企業者は２人以上）
【固定資産税の減免】
<table><tr><th>初年度</th><th>２年度</th><th>３年度</th><th>４年度</th><th>５年度</th></tr><tr><td>100%</td><td>100%</td><td>100%</td><td>50%</td><td>50%</td></tr></table>
【雇用奨励金】
●正社員一人あたり　50万円
●正社員以外一人あたり　30万円
【事業所等建設補助金】
<table><tr><th>投下固定資産総額</th><th>新規雇用者数</th><th>算定式</th></tr><tr><td rowspan="3">１億円以上</td><td>10人未満</td><td>投下固定資産×１%</td></tr><tr><td>10人以上～40人未満</td><td>投下固定資産×２%</td></tr><tr><td>40人以上</td><td>投下固定資産×３%</td></tr><tr><td>20億円以上</td><td>100人以上</td><td>投下固定資産×５%</td></tr><tr><td>20億円以上
（市長が認める事業所等）</td><td>100人以上</td><td>投下固定資産×５%
（操業開始から３年以内の分も含む）</td></tr></table>
【用地取得等補助金】
投下固定資産総額が１億円以上の事業所等の場合、土地取得価格の30/100</td><td>投下固定資産総額及び新規雇用者数に応じて
5,000万円から
６億円</td></tr>
<tr><td>八代市産業活性化人材・企業育成支援事業</td><td>技術向上・研究開発・経営の安定などのため、経営者及び従業員に研修を受講させる場合や副業人材を活用する場合、その経費の一部を補助。
（ア）製造業、運輸業、卸売業、研究・開発及び整備施設、情報通信関連業など
（イ）八代市未来チャレンジ企業
（ウ）建設業、サービス業、小売業など市内の中小企業

【補助対象経費】
①受講料　②受験料　③講師を招いて行う研修、副業人材募集時のメディア掲載経費

【補助対象となる研修】
◆業務に関連する知識や技術の向上、経営の安定化を図る講座・セミナー
◆業務に関連する資格・免許取得にかかる講習
◆企業価値を高めるCSR（企業の社会的責任）に関する講座・セミナー
◆技術指導者を招聘して行う研修等
◆副業人材の募集</td><td>【アの業種】
補助率：1/2
補助限度額（一人当たり）：5万円
補助限度額（１企業あたり）：10万円
別途講師招聘副業人材活用：8万円
【イの業種】
補助率：2/3
補助限度額（一人当たり）：7万円
補助限度額（１企業あたり）：15万円
別途講師招聘副業人材活用：10万円
【ウの業種】
補助率：1/3
補助限度額（一人当たり）：3万円
（新規雇用者へ研修の場合は補助率：1/2）
補助限度額（一人当たり）：5万円）
補助限度額：（1企業あたり：8万円）
別途講師招聘副業人材活用：5万円</td></tr>
<tr><td>八代市中小企業信用保証料補給制度</td><td>次に掲げる融資制度の融資を受けた中小企業者
⑴八代市小口資金融資制度
⑵八代市中小企業経営安定特別融資制度
⑶八代市創業者支援資金融資制度</td><td>熊本県信用保証協会に一括で支払う信用保証料総額の1/2
※⑶で特定創業支援の証明を受けた者は全額</td></tr>
<tr><td>熊本県小規模事業者おうえん資金融資制度利用者に対する中小企業信用保証料補給制度</td><td>県が実施する小規模事業者おうえん資金融資制度による融資を受ける市内の中小企業者で、市税を完納していること</td><td>熊本県信用保証協会に一括で支払う信用保証料総額の1/2</td></tr>
</table>

制度名	対象者・内容	限度額
八代市情報通信関連等事業所立地促進補助金	【対象業種】 ・日本標準産業分類に掲げる情報通信業 ・コールセンター事業 ・サテライトオフィス 【奨励措置（適用工場などの指定）の要件】 投下固定資産額：100万円以上 事業所開設時点の新規雇用者数：３人以上（市内に住所を有する者） 【補助対象経費及び補助額】 1) 投下固定資産額の合計×1/3 2) 事業所の年間賃借額×1/2（開設から３年間） 3) 専用通信回線等使用料（クラウド含む）×1/2（開設から３年間） 4) 新規雇用者数（正規雇用者）×30万円 (操業開始3年間)、2年目以降は純増者に対して交付 4)-2　新規雇用者（非正規雇用者）×15万円（操業開始3年間)、2年目以降は純増者に対して交付	（投下固定資産額） 補助限度額：１千万円 （建物購入３千万円） （事業所の年間賃借額） 補助限度額：１坪あたり５千円 （専用通信回線等使用料） 補助限度額：200万円／年
未来チャレンジ企業成長助成補助金	【対象者】 以下に掲げる要件をすべて満たす者で、市の認定を受けた市内中小企業。 ・市内に事業所を有する中小企業で、今後10年以上事業所を有し続ける見込みがあること ・八代市企業振興促進条例に規定する業種 （製造業・運輸業・卸売業及び電気・ガス・熱供給業） ・本市において地域経済をけん引する企業となることを目指し、その計画を有していること ・市税を完納していること 【補助対象事業】 市の認定を受けた企業が行う新規性を有する技術開発やその技術を活かした新商品開発、販路開拓及びDXに係る取組。	補助率：2/3以内 補助限度額：100万円以内
商店街魅力向上ソフト事業	【補助対象者】振興会等 【内容】商店街の魅力向上を図る事業で市長が適当と認めるもの。ただし、他の助成等を受けて実施するものを除く。 【補助対象経費】会場設営費、宣伝広告費、人件費及び謝礼金、その他市長が認める経費	補助対象経費の1/2 限度額：50万円
	【補助対象者】協力団体等 【内容】商店街振興組合と協力して実施する商店街の賑わいの向上を図るための事業で市長が適当と認めるもの。 【補助対象経費】会場設営費、宣伝広告費、その他市長が認める経費	補助対象経費の1/2 限度額：10万円
商店街連合事業	【補助対象者】連合会等、八代商工会議所、八代市商工会 【内容】商店街活性化のための事業で市長が適当と認めるもの。ただし、他の八代市補助制度に基づく補助金の交付を受けて実施するものを除く。 【補助対象経費】会場設営費、宣伝広告費、人件費及び謝礼金、その他市長が認める経費	補助対象経費の1/2 限度額：100万円
	【補助対象者】連合会等、八代商工会議所、八代市商工会 【内容】連合会等の運営に関する事業 【補助対象経費】①人件費及び謝礼金、②福利厚生費、③通信運搬費、消耗品費及び印刷製本費、④旅費、⑤その他市長が認める経費	①②は補助対象経費の3/4 ③④⑤は補助対象経費の1/2
空き店舗活用事業	＜コミュニティ強化のための事業＞ 【補助対象者】振興会等 【内容】空き店舗を利用しコミュニティホール等に活用する事業で市長が適当と認めるもの 【補助対象経費】①借家料、②光熱水費、③消耗品費、④店舗の改装費、⑤その他市長が認める経費	①②③⑤は補助対象経費の3/4 限度額：150万円 ④は補助対象経費の2/3 限度額：300万円
	＜短期イベント等誘致のための事業＞ 【補助対象者】振興会等 【内容】空き店舗を利用しイベント等を誘致し支援する事業で市長が適当と認めるもの 【補助対象経費】借家料（連続して10日以上又は断続的に14日以上（週３日以上）開催するもの）	補助対象経費の1/2 限度額：月額10万円
	＜チャレンジショップ応援事業＞ 【補助対象者】振興会等 【内容】空き店舗等を利用し試験的な出店を図る事業で市長が適当と認めるもの 【補助対象経費】①会場設営費(会場借上料を含む。)、②宣伝広告費、③原材料費	補助対象経費の1/3 限度額：３万円
商店街再生事業	＜新規出店者誘致のための事業＞ 【補助対象者】振興会等 【内容】市長が別に定める業種に係る新規出店者を誘致し支援する事業で市長が適当と認めるもの 【補助対象経費】①借家料、②店舗の建設費、③店舗の改装費（①～③のいずれかの経費に限る）	①は補助対象経費の1/3 限度額：月額５万円 ②は補助対象経費の1/3 限度額：100万円 ③は補助対象経費の1/3 限度額：60万円（店舗のうち事務所に係るものは限度額48万円）
	＜既存店舗の魅力創出及び集客力向上の推進のための事業＞ 【補助対象者】振興会等 【内容】既存店舗の魅力創出及び集客力向上を推進し支援する事業で市長が適当と認めるもの 【補助対象経費】既存店舗（新規出店者誘致のための事業により補助金の交付を受けた店舗を除く）の改装費（20万円以上のものに限る）	補助対象経費の1/3 限度額：50万円

制度名	対象者・内容	限度額
商店街環境整備事業	【補助対象者】振興会等 【内容】商店街の環境を整備する事業で市長が適当と認めるもの 【補助対象経費】①案内板整備費、②アーケード整備費、③放送設備整備費、④街路灯整備費、⑤防犯カメラ整備費、⑥その他市長が適当と認めるもの	補助対象経費の1/2 限度額：100万円
八代市創業支援事業補助金	【補助対象者】「特定創業支援等事業」に係る八代市の証明を受け、飲食業、サービス業、製造業のいずれかの業種での創業・事業承継を行おうとする補助金要綱上の要件を満たす者 【補助対象経費】事業所改修・備品購入・広告宣伝費等経費	補助対象経費の2/3 限度額：50万円

■人吉市経済部商工観光課商工係

詳細HP：http://www.city.hitoyoshi.lg.jp/q/list/158.html
：http://www.city.hitoyoshi.lg.jp/q/list/156/5831.html
TEL：0966-22-2111（内線2133）　FAX：0966-32-8786

制度名	対象事業名	対象事業の内容	補助金額	補助回数
人吉市商店街活性化事業補助金	イベント事業	補助事業団体が中心市街地において行うイベント事業で市長が適当と認めたもの	補助対象経費の３分の２以内で、30万円を限度とし、予算の範囲内で交付する。	同一団体に対しては、同一会計年度に１回限りとし、同一イベントに対しては５か年度を限度とする。
	空き店舗活用事業	家屋の外観を修景し、休憩所、ギャラリー又は展示場等として活用する事業	修景費及び改装費：補助対象経費の３分の２以内で30万円を限度とする。ただし、補助対象団体自らが実施する事業は、補助対象経費の３分の１以内で100万円を限度とする。	同一事業経営者につき１回に限り交付する。ただし、補助対象団体自らが実施する事業は、同一空き店舗について１回に限り交付する。
	既設家屋改装等事業	既設家屋の外観を修景する事業	補助対象経費の３分の２以内で、20万円を限度とし、予算の範囲内で交付する。	同一事業経営者につきいずれか１回に限り交付する。
		既設家屋の外観を修景し、かつ、その一部を休憩所、ギャラリー等立寄施設に改装する事業	補助対象経費の３分の２以内で、30万円を限度とし、予算の範囲内で交付する。	

■荒尾市地域振興部産業振興課商工・企業誘致推進室

HP：https://www.city.arao.lg.jp/sangyo/shokougyo/yushi-josei/page1467.html
TEL：0968-63-1432　　FAX：0968-63-1158

制度名	対象者	限度額
特別小口資金融資制度	①荒尾市内に居住し、同一事業を引き続き１年以上熊本県内で営んでいる者で、常時使用する従業員の数が20人以下の法人及び個人 ②営業許可若しくは登録を必要とする業種については、許認可登録を受けている者 ③前年度の市民税について税額があり、かつ当該税額を完納している者（非課税及び免税措置を受けている者は市長の証明が必要） ④熊本県信用保証協会より代位弁済を受けていない者及びその保証人でない者 ⑤金融機関の取引停止処分を受けていない者	1,000万円
無担保無保証人融資制度	①荒尾市内に居住し、同一事業を引き続き１年以上熊本県内で営んでいる者で、常時使用する従業員の数が20人（商業サービス業を主とする事業者については５人）以下の法人及び個人 ②営業許可若しくは登録を必要とする業種については、許認可登録を受けている者 ③融資申込日前１年間の当該事業に係る市民税の所得割（法人は法人税割）を完納している者 ④熊本県信用保証協会より代位弁済を受けていない者及びその保証人でない者 ⑤金融機関の取引停止処分を受けていない者 ⑥当該保証制度以外の保証を受けていない者	1,000万円
信用保証料補給制度	荒尾市中小企業融資制度において、信用保証協会の保証付で融資を受けると信用保証料の２分の１（10万円を限度額とする。）を予算の範囲内で荒尾市が助成します。	10万円

■水俣市産業建設部経済振興課経済振興室

詳細HP：https://www.city.minamata.lg.jp/kiji00367/index.html
TEL：0966-61-1628　　FAX：0966-62-3311

制度名	融資対象	融資限度額
水俣市創業資金融資制度	1.信用保証協会の保証対象業種であること 2.市内に事務所及び住所を有するもの 3.市税を滞納していないもの 4.これから１月以内（特定創業支援を受けた者は６月以内）に新たに事業を開始する創業者	1,000万円以内

制度名	融資対象	融資限度額
【※１　利活用補助金（利子補給、信用保証料補助）あり】	5.これから２月以内（特定創業支援を受けた者は６月以内）に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する創業者 6.事業を開始した日以後５年を経過していない中小企業者 7.会社設立の日（法人登記日）以後、５年を経過していない中小企業者 8.取扱金融機関の取引停止処分を受けていないこと 9.信用保証協会に対して代位弁済による求償債務（連帯保証によるものを含む。）がないこと	特定創業支援を受けた者 1,500万円以内
【※１】水俣市創業資金融資制度利活用促進補助金交付制度	「信用保証料補助」：「水俣市創業資金融資制度」による融資を受けたものを対象とし、信用保証協会が算出した信用保証料の額に相当する額（20万円を上限とする）を市で負担します。 「利子補給」：「水俣市創業資金融資制度」による融資を受けたものを対象とし、元金返済に伴い１月～12月に支払った利子に相当する額（20万円を上限とする）を５年間市で負担します。	
水俣市中小企業融資資金利子補給制度（熊本県小規模事業者おうえん資金融資制度対応分）	「熊本県小規模事業者おうえん資金」融資制度による融資を受けたものを対象とし、元金返済に伴い、１月～12月に支払った利子の1/2の額を３年間市で負担します。	

■玉名市商工政策課商工振興係

詳細HP：http://www.city.tamana.lg.jp/q/list/383.html
TEL：0968-71-2065　　FAX：0968-73-2220

制度名称	玉名市中小企業経営安定資金保証制度	玉名市特別小口資金保証制度	玉名市季節資金融資制度（中元・年末）	玉名市小企業無担保無保証人融資制度
対　　象	市内に１年以上住所を有し、引き続き１年以上同一事業を営み、本市に主たる事務所、店舗、工場等を有し、前年度及び当該年度（納期未到来分を除く。）の市県民税を完納している者	市内に１年以上住所を有し、かつ県内に店舗、工場又は事務所を有し、同一事業を引き続き１年以上営み、従業員数が20人以下の法人及び個人で、前年度の市民税を完納している者	市内に１年以上住所を有し、かつ同一事業を引き続き１年以上営む中小企業者で、市民税を完納している者	市内に居住し同一事業を引き続き１年以上営み、従業員が５人以下で、他の保証制度を受けていない者
他の制度との併用	無担保融資制度との併用のみ不可			いずれとも併用不可
資金用途	運転資金 設備資金	運転資金 設備資金	運転資金	運転資金 設備資金
融資限度額	800万円以内	1,000万円以内	300万円以内	100万円

制度名	対象者	限度額
玉名市新型コロナウイルス感染症対策に係る金融円滑化特別資金利子補給金	次の各号のいずれにも該当する中小企業者に対し、予算の範囲内で交付するものとする。 ①令和２年12月31日までの間に熊本県金融円滑化特別資金（新型コロナウイルス感染症対策分）、熊本県金融円滑化特別資金（セーフティネット保証４号新型コロナウイルス感染症対策分）又は熊本県金融円滑化特別資金（危機関連保証新型コロナウイルス感染症対策分）の融資を受けていること。 ②主たる事務所が本市の区域内に存すること。 ③市税を滞納していないこと。 ④第１号に規定する資金を本市の区域内で営む事業に利用すること。	融資に係る利子のうち、当該融資を受けた日から３年を経過する日までの間に支払うべき利子（当該融資の合計額が8,000万円を超える場合は、8,000万円に係る利子）に相当する額（国又は県から利子補給金の交付を受けられる場合は、当該利子補給金の額を控除した額）とし、１月１日から12月末日までを単位とする期間ごとに交付するものとする。

■天草市経済部産業政策課

詳細URL：https://www.city.amakusa.kumamoto.jp/list00722.html
TEL：0969-32-6786　　FAX：0969-24-3501

制度名	対象者	補助対象事業等の内容	補助率又は補助額（限度額）
起業創業資金利子補給補助金	中小企業として起業する者、もしくは創業１年未満の者で市内に住所を有し（法人の場合は本店住所も）市内で事業を営む者 ※要商工団体の指導（１回以上）	・対象資金： ①熊本県創業者支援資金 ②日本政策金融公庫の新創業融資制度 ①②の協調融資 ・使途：運転資金及び設備資金 ・融資額：上限2,000万円 ・利率：上限２％（保証料込み）	補助率：10/10 上限：120万円 ※40万円×３年間 補給期間：３年間もしくは36回まで
制度紹介URL	https://www.city.amakusa.kumamoto.jp/kiji0039185/index.html		

制度名	対象者	補助対象事業等の内容	補助率又は補助額（限度額）
事業承継・デザイン経営等取組支援事業補助金	従業員20人以下の小規模事業者であって創業１年以上の者で市内に住所を有する者（法人の場合は本店住所も）かつ代表者が満60歳以上の事業所において、中心となって事業を実施しようとする後継者候補又は市が実施するデザイン経営に関する実践事業等を受講した者　※要商工団体の指導（３回以上）	販路開拓又は売り上げ拡大につながる事業であって、本事業の完了後、おおむね１年以内に売り上げにつながることが見込まれる事業であること。	補助率：1/2 上限：100万円 申請回数：２回まで （２回目は50万円）
制度紹介URL	https://www.city.amakusa.kumamoto.jp/kiji0039186/index.html		
商工業設備資金利子補給	中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項各号に掲げる市内の中小企業者	補助対象者が実施する市内における設備投資のため、500万円以上の事業資金の借入金に対する利子補給	借入金利息のうち、年利５パーセント以下で１月１日から12月31日までに支払うべき利息を支払った額の40パーセント以内を事業完了後の初回返済日から３年間助成する。 （補助額） 算定期間において200,000円を限度とする。 ただし、１年に満たない利子補給期間の限度額については、利子補給期間の日数を年日数で除した率に、限度額を乗じた額とする。
制度紹介URL	https://www.city.amakusa.kumamoto.jp/kiji0034113/index.html		
新商品開発支援事業	・農林水産業を営む個人又は団体、従業員20人以下の中小企業者（事業により異なる）で市内に住所を有する者 ※要商工団体の支援 ・上記に加えてこれまでに天草市の起業創業資金支援事業、中小企業者等持続化事業、中小企業者等事業規模拡大支援事業、事業承継・デザイン経営等取組支援事業の補助金の交付を受けていない者	・施設整備事業：市内で生産された農林水産物を主たる原材料として新商品を開発するために必要となる加工施設及びそれに付随する設備・機械等を整備する事業 ・試作調査研究事業：市内で生産された農林水産物を主たる原材料として新商品を開発するために必要となる試作・調査・研究をする事業	補助率：1/2 上限：施設整備事業 100万円 試作調査研究事業 50万円 申請回数：１回まで （条件付きで再申請可）
制度紹介URL	https://www.city.amakusa.kumamoto.jp/kiji0039294/index.html		
広告宣伝等支援事業	市内に住所を有する個人事業主若しくは本店を有する法人又はそれらの者で組織する団体	新型コロナウイルス感染症の影響等により売上げが減少し経営難が深刻化する中、市内の事業者が行う広告及び宣伝に要する費用を補助することにより、事業活動の継続を支援する	補助率：2/3 上限：単独申請 10万円、複数店舗に係る申請 15万円、複数者による共同申請 20万円 申請回数：１回まで
制度紹介URL	https://www.city.amakusa.kumamoto.jp/kiji00310143/index.html		

天草市

山鹿市

■山鹿市商工観光部商工課商工係

URL：https://www.city.yamaga.kumamoto.jp

TEL：0968-41-5698　　FAX：0968-43-8795

制度名	対象者	限度額
山鹿市中小企業特別小口資金融資制度	熊本県信用保証協会の保証の対象となるものであって、次の各号に該当する者とする。ただし、取扱金融機関の取引停止処分を受けている者又は協会から代位弁済を受け、求償債務のある者もしくはその連帯保証人を除く。 ①市内に住所又は店舗、工場若しくは事務所を有し、同一事業を引き続き１年以上営んでいる者で、常時使用する従業員の数が20人以下の法人又は個人 ②許認可業種については、登録を受けている者 ③前年度の市民税完納者	750万円

制度名	対象者	限度額
【新設】 山鹿市創業・開業チャレンジ応援事業	令和５年４月１日以降に、商工団体の支援を受けて市内で創業・開業する者。 その他条件あり。 （窓口） 山鹿商工会議所　0968-43-4111 山鹿市商工会　　0968-46-2141	補助率1/2 補助上限額：100万円 ・基本額：50万円 ・加算額：過去１年以内に市内に移住した者は30万円を加算、商店街に加入した者は20万円を加算

制度名	対象者	限度額又は補助額
【新設】 山鹿市商工業者跡継ぎ支援事業	令和５年４月１日以降に、市内に引き続き５年以上経過している事業所を専門機関の支援を受けて事業承継する者。 その他要件あり。 （窓口） 山鹿商工会議所　0968-43-4111 山鹿市商工会　0968-46-2141	補助率1/2 補助上限額：100万円

■熊本県菊池市役所経済部商工振興課

掲載URL：https://www.city.kikuchi.lg.jp/
TEL：0968-36-9720　FAX：0968-25-1123

制度名	対象者	補助額
菊池市中小企業経営安定資金融資制度（信用保証料の補助あり）	・市内において１年以上引き続き同一の業種に属する事業を行っている者で、資本金総額が1,000万円以下、かつ、常時使用する従業員の数が50人以下の法人又は個人。 ・営業許可又は登録を必要とする業種については、許認可登録を受けている者 ・前年度の市税を完納している者又は市税について非課税及び免税措置を受けている者にあっては、市長の証明がある者。 ・協会により代位弁済を受けていない者及びその保証人でない者。 ・金融機関の取引停止処分を受けていない者。	・１事業者につき600万円以内。 ・融資期間は３年以内、５年以内
菊池市小規模事業振興資金融資制度（信用保証料の補助あり）	・市内において、６カ月以上引き続き同一の業種に属する事業を行っている者で常時使用する従業員の数が20人以下の法人又は個人。 ・営業許可又は登録を必要とする業種については、許認可登録を受けている者 ・前年度の市税を完納している者又は市税について非課税及び免税措置を受けている者にあっては、市長の証明がある者。 ・協会より代位弁済を受けていない者及びその保証人でない者。 ・金融機関の取引停止処分を受けていない者。	・１業者につき500万円以内。 ・融資期間は３年以内５年以内。
菊池市勤労者生活安定資金融資制度（信用保証料の補助あり）	・市内に１年以上引き続き居住し、かつ、同一事業所に継続して１年以上勤務していること。 ・安定した収入があり、融資を受けた資金の返済が確実と認められること。 ・取扱金融機関が保証委託する保健機関の保証が受けられること。 ・成年者であること。 ・市税を完納していること。	・１人当たり100万円以内。 ・返済期間は、５年以内。
菊池市中小企業近代化等資金利子補給	・本市において、住居又は、事業所を３年以上有し、かつ、同一事業を３年以上営んでいる者であって、常時使用する従業員の数が20人以下の法人及び個人で、菊池市商工会に加入している者。ただし、菊池市旅館等施設整備資金利子補給金交付要綱の適用を受けた旅館等の交付は除く。	・借受人が取扱金融機関に1月1日から12月31日までの間に支払った利子（延滞利子を除く。）の額の30%以内で１企業に対して年20万円を限度とし、商店会連合会又は協同組合に対しては、年50万円を限度。 ・経営基盤の強化に該当するものは利子額の30%以内で１企業に対して年５万円を限度。
新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者に対する経済対策等融資利子補給	令和２年１月29日から令和２年10月末日までの期間に、次に掲げる資金の融資を受けた者。 ⑴株式会社日本政策金融公庫による新型コロナウイルス感染症に係る貸付 ⑵熊本県金融円滑化特別資金（県独自の新型コロナウイルス感染症対策分） ⑶熊本県金融円滑化特別資金（国指定のセーフティネット分） ⑷熊本県小規模事業者おうえん資金 ⑸緊急時短期資金 ⑹その他新型コロナウイルスの影響による貸付で市長が認めるもの ・法人にあっては本店所在地が菊池市であること、個人事業者にあっては代表者住所が菊池市であること。 ・市税に未納がない者。	・利子補給の額は、補給対象の融資に係る利子の支払額に相当する額（延滞利子の額を除く。）とし、借受人が取扱金融機関に１月１日から10月末までの間に支払った額とする。 　ただし、国又は県の利子補給金の交付を受ける場合にあっては、当該国県利子補給金に相当する額を除いた額とする。 ・利子補給金の対象期間は、当該資金の貸付実行日から起算して３年以内とする。 ※令和５年度で全ての対象者に対し補助終了。
菊池市中小企業後継者育成対策事業助成金	⑴要件のいずれにも該当する後継者へ１回を限度として助成金等を交付。 ・商工会に加入している事業所に新規就業又は就業している者であって、当該事業所が新たに後継者として認定した者。 ・本市に居住している者。 ・満40歳までの後継者。 ・後継者は就業後５年以上従事する見込みのある者。 ⑵配偶者を迎えた後継者	⑴後継者育成助成金：30万円 （うち10万円を市内共通商品券で助成。） ⑵結婚祝い金：５万円 （全額を市内共通商品券で助成。）

制度名	対象者	補助額
菊池市創業融資制度	・信用保証協会の保証の対象で、市内において事業を行おうとする者。 ・市県民税に未納がない者。 ・取扱金融機関の取引停止処分を受けていないこと。 ・信用保証協会に対して、代位弁済による求償債務（連帯保証によるものを含む。）がないこと。 ・次のいずれかに該当する者。 ⑴個人は、１月以内（認定創業支援を受けた者は、６月以内）に新たに事業を開始する者。 ⑵法人は２月以内（特定創業支援を受けた者は６月以内）に新たに会社を設立し当該会社が事業を開始する事業者。 ⑶事業を開始した日以降１年を経過していない創業者である中小企業者。 ⑷会社の設立の日（法人登記日）以降、１年を経過していない創業者である、中小企業者。	(融資条件) ・融資限度額 1,000万円以内（特定創業支援を受けた者は、1,500万円以内） ・融資期間 10年以内 ・貸付利率 3年以内：年1.00%以内 5年以内：年1.10%以内 7年以内：年1.30%以内 7年超　：年1.45%以内 （いずれも特定創業支援事業を受けた方は0.2%優遇）
菊池市創業支援事業補助金	⑴～⑻条件全てを満たす方 ⑴次のいずれかに該当する者であること ・【創業】これまでに事業を営んだことのない個人が、新たに本市において事業を開始することまたはこれまで事業を営んだことのない個人が新たに法人を設立し、本市において事業を開始すること。 ・【新分野進出】既に事業を営んでいる者が、その事業とは日本産業分類の中分類が異なる業種の事業を新たに開始すること。 ⑵次のいずれかに該当する者であること ・【創業】補助金の申請年度内に創業を行う者、または申請時において創業の日から１年を経過しない者であること。 ・【新分野進出】交付の決定を受けた後に事業に着手する者であること。 ⑶次のいずれかに該当する者であること ・【個人事業者】代表者が補助事業の完了までに本市に居住し、本市の住民基本台帳に登録されていること。 ・【法人】補助事業の完了までに、本市を本店所在地とした法人登記が行われていること。 ⑷業種にあっては、日本標準産業分類の大分類Ｉ-卸売業、小売業、大分類M-宿泊業、飲食サービス業、大分類N-生活関連サービス業、娯楽業、大分類O-教育、学習支援業、その他商店街の集客やイメージアップに有効でまちづくりに寄与すると市長が認める業種であること。 ⑸暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団若しくは同条第６号に規定する暴力団ではない者、又それらと密接な関係を有しない者であること。 ⑹市県民税の滞納がないこと。 ⑺創業支援事業計画のワンストップ窓口（菊池市商工会）で、１カ月以上の期間をかけ、４回以上の相談を行い、適切な事業計画を有している創業支援事業者。 またはそれと同等の事業計画を有する新分野に進出する者であること。 ⑻過去に菊池市創業支援事業による助成を受けていない者であること。	**創業** 【賃借料】 ・借地料の２分の１以内で限度額月額５万円 ・借家料の２分の１以内で限度額月額５万円 ・借地料と借家料の両方の場合でそれぞれの限度額以内の額を合計して限度額８万円 【店舗建設・店舗改修費】 ・店舗等の建設に要した費用の２分の１以内で限度額50万円 ・内装の改修に要した費用の２分の１以内で限度額30万円 ・外装の改修に要した費用の２分の１以内で限度額30万円 ・内外装ともに改修する場合で内外装それぞれの限度額以内の額を合計して限度額50万円 【固定資産税相当額】 ・創業に当たって用地を購入した者が当該土地に課税され支払った固定資産税相当額で年度あたり限度額10万円 【借入金利息】 ・店舗等の建設又は開業の為の設備機器の購入並びに商品及び仕入れ原材料等を目的に借り入れた資金に係る利息の額で年度当たり限度額20万円 【信用保証料】 ・店舗等の建設又は開業の為の設備機器の購入並びに商品及び原材料の仕入れ等を目的に借り入れた資金に係る信用保証料の額の2分の１以内で限度額25万円 **新分野進出** 【賃借料】 ・借地料の２分の１以内で限度額月額２万円 ・借家料の２分の１以内で限度額月額２万円 ・借地料と借家料両方の場合でそれぞれの限度額以内の額を合計して限度額３万円 【店舗建設・店舗改修費】 ・店舗等の建設に要した費用の２分の１以内で限度額20万円 ・内装の改修に要した費用の２分の１以内で限度額15万円 ・外装の改修に要した費用の２分の１以内で限度額15万円 ・内外装ともに改修する場合で内外装それぞれの限度額以内の額を合計して限度額20万円 【固定資産相当額】 ・創業に当たって用地を購入した者が当該土地に課税され支払った固定資産税相当額で年度当たり限度額３万円 【借入金利息】 ・店舗等の建設又は開業の為の設備機器の購入並びに商品及び原材料の仕入れ等を目的に借り入れた資金に係る利息の額で年度当たり限度額７万円 【信用保証料】 ・店舗等の建設又は開業の為の設備機器購入並びに商品及び原材料の仕入れ等を目的に借り入れた資金に係る信用保証料の額の２分の１以内で限度額10万円 ※グルメ菊池重点区域に関しては、補助金の増額及び補助対象期間の延長あり。

■宇土市経済部商工観光課商工振興係

詳細HP：http://www.city.uto.kumamoto.jp/
TEL：0964-22-1111　FAX：0964-22-6100

制度名	対象者及び対象事業・経費	補助率及び補助額
宇土市中小企業の店舗改装等近代化に対する整備資金利子補給条例	《対象者》 市内に住所を有するもの。 同一事業を１年以上営むもの。ただし新たに事業を開始するものについては、この限りではない。 営業許可又は登録を必要とする業種については、許認可等を受けているもの。 熊本県信用保証協会の保証対象となる業種を営むもの。 市税等の滞納がないこと。 《対象事業》 店舗の改装事業 店舗の新設又は移設事業 顧客用の無料駐車場の新設又は整備事業 その他市長が認めた事業	《補給率》 利子補給の額は、支払利子額の７割以内。 《補給額等》 利子補給の対象期間は、利子補給の始期から60月以内とし、補給累計額が700,000円に達するまで。利子補給を受ける融資金の限度額は、借入金のうち10,000,000円を限度とする。
宇土市創業支援事業補助金	《対象者》 補助金交付決定日から12月以内に宇土市内で創業を行う者であって、次に掲げる要件を全て満たすもの。 ・個人事業主にあっては、事業完了までに、市内に居住し、本市の住民基本台帳に記載されていること。 ・法人にあっては、事業完了までに、市内を本店所在地とした、法人登記が行われていること。 ・創業支援事業による支援を受けていること。 ・創業後に宇土市商工会に加盟し、経営指導員による定期的な指導を受け、創業の日から36月以上継続して事業を行う見込みがあること。 ・市税等の滞納がないこと。 《対象経費》 賃借料、建設費、改修・設備等購入費、マーケティング経費、販売促進経費、その他経費 ただし、使用目的が補助対象事業の遂行に必要なものと明確に特定できるものとし、補助金交付決定後に支払うものであること。	《補助率》 対象経費の３分の２ 《補助額等》 上限額100万円
宇土市新型コロナウイルス感染症の影響による経営安定貸付に対する利子補給金	《対象者》 中小企業基本法第２条第１項に定める中小企業者 市内に本社又は事業所を有すること。 市税等の滞納がないこと。 営業許可又は登録を必要とする業種については、許認可等を受けていること。 熊本県信用保証協会の保証対象となる業種を営むものであること。 補給金の交付対象となる融資制度の利子に対する国または他の公共団体の補給金の交付を受けていないもの。 Ｒ2.3.2～Ｒ3.2.28までに以下の融資を借り入れた中小企業者 《対象融資》 熊本県金融円滑化特別資金（新型コロナ対策分） 熊本県金融円滑化特別資金（セーフティネット保証４号新型コロナ対策分） 熊本県金融円滑化特別資金（危機関連保証新型コロナ対策分） 日本政策金融公庫による新型コロナウイルス感染症特別貸付 日本政策金融公庫による小規模事業者経営改善資金融資事業（マル経融資）（新型コロナウイルス対応枠） 日本政策金融公庫による生活衛生改善貸付（新型コロナウイルス対応枠） 商工組合中央金庫による新型コロナウイルス感染症特別貸付	《補給額等》 補給期間は累計36月以内とし、補給額累計は100万円に達するまで

■熊本県上天草市経済振興部観光おもてなし課産業振興係

URL：https://www.city.kamiamakusa.kumamoto.jp/
TEL：0964-26-5531　　FAX：0964-56-5107

制度名	対象者	限度額
上天草市中小企業設備投資資金利子補給補助金	上天草市内に住所及び事業所を有し、上天草市商工会に加盟している事業者。	補助期間：借入日から３年以内 補助率：金利２％以内 補助額：１会計年度上限20万円
中小企業者空き店舗等家賃補助金	上天草市商工会に加入する、またはしている者で、上天草市に主たる事業所（個人の場合は住所）を有する法人又は個人事業主。	補助期間：１年間 補助額：家賃の1/2 ※月額上限５万円
上天草市雇用促進住居手当補助金	上天草市内に事業所を有する事業者で、市外から新規雇用した従業員に、住居手当を支給する事業者。	補助期間：最大24月 補助額：住居手当の1/2 ※月額上限２万５千円

■宇城市経済部商工観光課商工振興係

詳細HP：http://www.city.uki.kumamoto.jp
TEL：0964-32-1604　　FAX：0964-34-3558

制度名	対象者	限度額
宇城市中小企業近代化整備資金利子補給制度	⑴資本金又は出資金の総額が1,000万円以下の法人又は個人で、常時使用する従業員の数が50人以下のもの ⑵宇城市に住所及び事業所（店舗等）を有し、同一事業を１年以上営んでいるもの及び新規に創業・事業転換するもの ⑶市税を完納しているもの又は市税について非課税及び免税措置を受けているものにあっては市長の証明あるもの ⑷営業許可又は登録を必要とする業種については、許認可を受けているもの	⑴利子補給の対象利率は、年４パーセント以内を限度とし、年間に支払った利子額の２分の１以内の額を利子補給として支給する。ただし、１円未満は切り捨てる。 ⑵利子補給の対象期間は、償還の始期から３年間とする。 ⑶一事業者が利子補給を受けることができる融資資金の限度額は、借入金のうち年間1,000万円を上限とする。

■阿蘇市経済部まちづくり課商工物産係

詳細HP： https://www.city.aso.kumamoto.jp/
TEL：0967-22-3318　　FAX：0967-22-4566

制度名	対象者	限度額
市町村特別小口資金保証制度	協会と損失補償契約を締結した市町村に１年以上住所を有し、協会の保証の対象になるものであって、次の要件を満たすもの。 ①１年以上引き続き同一の業種に属する事業を行っているもの ②常時使用する従業員の数が20人以下の法人及び個人 ③前年度の市町村民税について税額があるものであって、かつ当該税額を完納しているもの（事業開始後２年未満のものについては、新たに賦課された税額の納期到来分を完納しているもの） また市町村民税について、非課税もしくは免税措置を受けているものにあっては市町村長の証明があるもの	１事業者あたり 1,000万円以内
阿蘇市商店街活性化（空き店舗対策）事業	阿蘇市内の商店街にある空き店舗を賃借し、本市の特性を考慮した店舗、または観光面に貢献できる店舗を新たに出店できる方で、次の要件を満たすもの。 ①商工会に加入しているもの ②市町村民税等を完納しているもの ③出店後、３年未満のもの ④３年以内に事業を終了する見込みのないもの	出店者が所有者に支払った賃借料の２分の１の額で月額最大50,000円以内 最長３年間

■合志市産業振興部商工振興課

HP：http://www.city.koshi.lg.jp
TEL：096-248-1115　　FAX：096-248-1196

制度名	対象者	限度額
中小企業人材育成費補助金	市内の中小企業の経営者及び従業員	受講料の2/3以内
中小企業者店舗等近代化融資金利子補給	・市内に在住し市内において引き続き３年以上営業する個人又は法人 ・常時使用する従業員の数が20人以下	支払った利子の５割以内 ※融資の限度額 個人や会社：700万円 協同組合：1,000万円
大規模展示会出店支援事業補助金	市内の中小企業者	出展に係る小間料の1/2以内 上限額：20万円
合志市創業支援事業補助金	・補助金の交付の申請を行う年度内に創業を行うか、事業が開始した日以後、３年を経過していない創業者。 ・個人の場合：市内に居住すること ・法人の場合：市内を本店所在地とした法人登記を行うこと	個人事業主：20万円以内 法人：30万円以内 対象経費の1/2以内
合志市創業融資制度 （信用保証料の補給あり）	・市内に住所及び事業所を有する者 ・６ヵ月以内に事業を開始する又は事業を開始した日以後、３年を経過していない創業者	融資限度額：1,000万円 融資期間：10年以内 貸付利率：３年以内　年1.00%以内 ５年以内　年1.10%以内 ７年以内　年1.30%以内 ７年超　年1.45%以内 （いずれも固定金利）

熊本県リサイクル製品認証
募集のお知らせ

申請受付期間　令和５年５月18日（木）～８月31日（木）

熊本県では、平成30年度（2018年度）より「**熊本県リサイクル製品認証制度**」を創設し、環境負荷の少ない循環型社会の形成を目指しています。この制度は、県が定めた品質及び環境安全性等の基準に適合した県内産リサイクル製品を認証し、その利用を促進することにより、資源の循環的な利用、廃棄物の減量化並びに県内リサイクル産業の育成を図るものです。

募集品目

（１）再生資源を含有したコンクリート
（２）再生資源を含有したコンクリート二次製品
（セメントコンクリート二次製品）
（３）再生資源を含有した外装材
（４）植生基材
（５）木質系資材（土木建設資材）
（６）木質系資材（その他）
（７）普通肥料
（８）特殊肥料
（９）印刷用紙
（10）バイオディーゼル燃料混合軽油（B5）
（11）バイオディーゼル燃料（B100）
（12）プラスチック製品
（13）廃石膏を使用した製品

※制度に関する詳細（要綱等）は県庁のホームページから確認できます。

申請書類等

○熊本県リサイクル製品認証申請書
申請書に必要な添付書類を添えて、以下の窓口に２部提出してください。

○申請手数料
無料です。ただし、申請に係る品質確認検査等に要する費用は申請者の負担になります。

※申請書様式等は県庁のホームページからダウンロードできます。申請手続きについて詳しくは「認証申請の手引き」でご確認ください。

＜県庁ホームページ＞
https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/53/94296.html

【お問い合わせ・申請受付窓口】

熊本県環境生活部 環境局 循環社会推進課（県庁新館５階）
〒862-8570 熊本市中央区水前寺６丁目18番１号
電話：096-333-2628 FAX：096-383-7680
メール（相談のみ）：junkanshakai@pref.kumamoto.lg.jp

○土曜、日曜及び祝祭日を除く、午前８時30分から午後５時15分までです。
○原則、郵送による申請をお願いします。持参により申請される場合は、電話で日時の予約をお願いします。
○電子メールによる申請は受け付けておりません。

中央会便り

熊本県中小企業団体中央会
第68回通常総会を開催

令和５年５月30日（火）、ANAクラウンプラザホテル熊本ニュースカイにて熊本県中小企業団体中央会第68回通常総会を開催しました。総会冒頭に、熊本県知事表彰、中央会会長表彰を行い、その長年の功績を讃えて６組合、個人28名の方が受賞されました。(表彰者につきましては17頁でご紹介しています。)

その後の、本会櫻井一郎会長による挨拶にて、「組合及び中小企業等を取り巻く経営環境は、ロシアによるウクライナ侵攻と円安によるエネルギー・原材料価格の高騰等が大きなリスク要因となっており、厳しい状況が続いている。特に、県内の中小企業は、エネルギー・原材料高や、令和２年７月水害等からの復興途上にある中、コロナ関連融資の元利返済負担による資金繰り悪化や人手不足等も懸念されている。本会では、これらの中小企業が直面する様々な諸課題を克服し、TSMC進出などのチャンスを中小企業の成長につなげるとともに、県経済全体の発展につなげることができるよう、一層の支援機能強化に努めていきたい」と述べられました。

櫻井一郎 会長

木村　敬 熊本県副知事

熊本市経済観光局
村上和美 局長

また来賓として、熊本県、熊本県議会及び熊本市等の県下各行政商工担当の皆様並びに金融機関等関係諸団体より多数の出席をいただき、代表して木村敬熊本県副知事、村上和美熊本市経済観光局局長のお二方より祝辞をいただきました。

議案審議では、本会会員374名（委任状出席を含む）の出席を得て、第１号議案「令和４年度事業報告及び決算承認について」、第２号議案「令和５年度事業計画（案）及び収支予算（案）について」、第３号議案「令和５年度会費の賦課及び徴収方法決定について」、第４号議案「役員報酬決定について」、第５号議案「借入金額最高限度決定について」の審議を行い、全議案承認可決いただきました。

御多忙の中ご出席いただきました関係各位の皆様、誠にありがとうございました。

中央会が取り組む令和５年度重点施策

○エネルギー・原材料価格の高騰、サプライチェーンの混乱等の諸課題に取り組む組合及び中小企業への継続的な伴走型支援

組合及び中小企業が抱える諸課題に対し、組合及び中小企業に寄り添いながら、対話と傾聴を重ね、諸課題の明確化並びに課題解決を図り、組合及び中小企業が継続的・安定的に事業が着実に行えるよう支援事業を活用しながら伴走型支援を強化する。

○DX・SDGs等への対応や生産性向上に挑戦する中小企業等の積極的な支援

組合及び中小企業が行うDXやSDGs等への取り組みを支援するため、人材育成やデジタル化診断、販路開拓のためのECサイトへの出店、脱炭素化のための省エネ診断並びに「ものづくり補助金」による生産性向上に向けた設備投資等を支援する。

○地域経済を支える中小企業等の事業承継の支援

地域経済を支える中小企業等の事業と雇用を承継していくため、情報提供や人材・後継者育成を推進するほか、関係機関とも連携しながら中小企業等の事業承継を支援する。

受賞された皆様　おめでとうございます

（順不同・敬称略）

熊本県知事表彰

●優良組合：熊本県主食集荷協同組合

●組合功労者：内田　力雄（熊本県自動車整備工業協同組合　理事長）

優良組合　熊本県主食集荷協同組合
（赤星和彦理事長）

熊本県中小企業団体中央会会長表彰

●優良組合（５組合）

熊本県内陸砂利工業組合
熊本県産業廃棄物処理協同組合
フロンティア熊本砕石協同組合
協同組合熊本県ジィー・アイ・エス研究会
熊本県キット利用協同組合

組合功労者　内田力雄　様
（熊本県自動車整備工業協同組合　理事長）

●優良役員（19名）

岸川健太郎	熊本県コンクリート製品協同組合　理事長
田中　美範	熊本県室内装飾事業協同組合　副理事長
黒田　雄一	協同組合熊本県鉄構工業会　理事
橋本　　章	熊本市駕町通り商店街振興組合　理事
村上　朝一	熊本市駕町通り商店街振興組合　理事
西野　慎一	熊本輸送団地協同組合　理事
廣永　憲一	北部町工業団地協同組合　監事
杉村　隆行	玉名電気工事業協同組合　理事
深川キヨミ	本町三丁目商店街振興組合　理事
小佐井幸美	本町三丁目商店街振興組合　理事
近宗　道弘	本町三丁目商店街振興組合　理事
坂田　邦弘	熊本県学校給食納入協同組合　監事
大谷　　均	熊本県商店街振興組合連合会　理事
大森　洋一	熊本大分農業機械商業協同組合　理事
菊池　武之	熊本大分農業機械商業協同組合　理事
桐原　朗吉	熊本県飲食業生活衛生同業組合　理事
宮嶋　勇樹	熊本県青果物卸商業協同組合　理事
栗崎　精二	熊友会型枠協同組合　理事
丹波　秀朗	熊本県左官協同組合　専務理事

優良組合の皆様

優良役員の皆様

●優良職員（８名）

廣田　裕子	菊池自動車整備協業組合　事務長
前田　雄也	菊池自動車整備協業組合　副工場長
三宅　史哲	南九州交通共済協同組合　係長
甲斐　優子	南九州交通共済協同組合　係長
松尾　一昭	上益城木材事業協同組合　職員
中田　淳三	上益城木材事業協同組合　主事
江崎なおみ	熊本県青果物卸商業協同組合　主事
深水　恵美	上球磨電気工事業協同組合　事務局長

優良職員の皆様

組合 Hot News

「阿蘇・波野高原協同組合」の創立総会が開催されました

令和５年５月31日（水）、阿蘇市波野地区にて阿蘇・波野高原協同組合（代表理事　江良孝一氏）の創立総会が開催されました。

阿蘇・波野高原においては、年間平均気温が12度以下という高冷地の自然条件を活かし、トウモロコシやネギ、ゴーヤ、米などを主要品目とした農作物の栽培をはじめ、肥後赤牛の生産をプラスした複合経営の畜産農業が基幹産業となっています。このような中、近年の阿蘇・波野地域においては、地域人口の減少や高齢化により、山間地域にある農作地帯の適正な栽培管理が難しい状況にあります。特に地域営農組織の今後の育成が喫緊の課題となっていることから、地域農業を支える担い手の育成や農作物の安定生産及び販路拡大を目指すべく、協同組合が設立されました。本会としても、今後の組合活動に期待し、組合及び組合員の皆様が発展していくことを願っております。

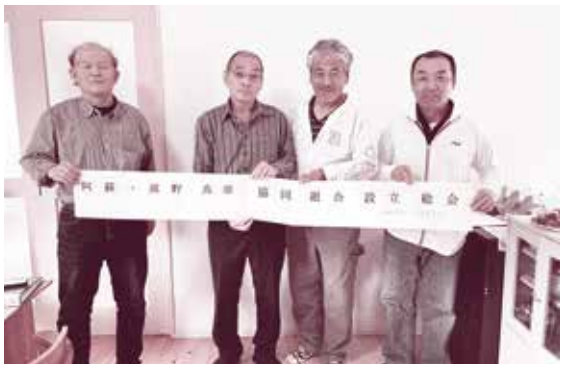

設立発起人４名の皆様（右から２番目：代表理事　江良孝一氏）

畳の残材を活用し、オリジナル畳商品を開発！

熊本県畳工業組合

熊本県畳工業組合では、畳の歴史・文化を次世代に受け継ぐため、畳の必要性や可能性、そして多様性を認知してもらうべく活動をされています。昨年度は、コロナ禍の中でも技能フェアへの出展や、熊本県下の観光地に畳の寄贈、「水前寺成趣園古今伝授の間」の畳表替え工事、くまモン誕生祭の体験ブース出展、阿蘇くまもと空港へのい草ベンチ納品など、組合ならではのPR活動を数多くされている他、第３期熊本県SDGs登録事業者にも登録され、SDGs達成に向けた活動もされています。

髙尾理事長は、「当組合は、限りある資源を有効に使うため、まだ使える熊本県産畳表の端材や畳縁を活用し、オリジナル畳商品を開発している。今年度はデスクワークに使える畳ビズマットや、おむつ替え用置き畳などの開発を予定しており、美しい熊本の畳表の普及推進に向けて今後も多くの商品を展開していきたい。」と述べられました。

【左】髙尾和宏理事長　【右】中村賢吾専務理事

ミニ畳の畳縁は、熊本県畳工業組合オリジナルの「くまモン」縁！

くまもとUBA

UNITED BUSINESS ASSOCIATIONS

青年部活動レポート

令和５年度通常総会を開催

熊本県葬祭事業協同組合青年部

熊本県内の葬祭事業者19社20人で構成する熊本県葬祭事業協同組合青年部（落合里至青年部長：株式会社落合葬儀社常務取締役）が令和５年６月７日（水）熊本市中央区の田中葬祭　星の杜において通常総会を開きました。葬祭業界はこれまでのコロナ禍において医療従事者と同様に最前線で戦ってきた業界で、コロナで亡くなられた方のご遺体の処置対応から納棺、葬儀に至るまで、医療機関と連携を密にして適切に対応してこられました。青年部もその現場で活躍されているほか、親組合が受注する熊本地震や令和２年７月豪雨水害の追悼式の実働として設営等に携わっておられます。

今回の通常総会においてはそれらの報告と、令和５年度事業計画における「熊葬協青年部BOOK」の作成について協議がなされました。これは、積極的な営業が難しい業界において、自社の営業戦略に役立てることを目的とした小冊子で「部員全員で取組む」とのことです。

コロナの影響で大規模な葬儀が減り、小規模葬や家族葬が増えつつある昨今の葬儀事情ですが、組合は大手や県外資本の参入に負けず、地域の古くからの独自の習慣を継承しながらご遺族に寄り添った葬儀を心がけておられます。葬儀のことでお悩みのことがありましたら、葬祭組合にご相談されるときっとよいアドバイスをしてくれると思いますよ。

組合HP http://ksjkk.jp/

全国中小企業青年中央会　2023年度通常総会 in 宮城県

令和５年６月16日（金）宮城県仙台市にて、全国中小企業青年中央会の2023年度通常総会が開催され、くまもとUBAより吉弘会長と事務局にて参加いたしました。各県青年中央会・協議会の会長、代表者が一堂に会し、盛大に開催され、全ての議案が承認されました。

通常総会後はUBAサミットと題し、47都道府県それぞれ代表者が数名ずつのグループに分かれ、各県青年中央会・協議会の予算状況や、年間の活動について情報共有を実施。普段はあまり関わりのない全国各県の特色ある活動やそれに係る予算等、新たな情報を得ることが出来ました。その後の懇親会もおよそ250名の参加者が集い、盛会裏に終了しました。

前日の６月15日（木）には、同じく仙台市内で、九州ブロック中小企業青年中央会の通常総会も開催され、全議案を承認、また、九州各県会長同士の交流も図ることが出来ました。

【お問い合わせ先】 熊本県中小企業団体中央会青年部協議会事務局
TEL:096-325-3255　youth@chuokai-kumamoto.com　担当：佐々木・谷口

熊本国税局からのお知らせ

ちょっと待って！インターネットオークションでお酒を販売するには免許が必要です

入手困難な焼酎等のお酒をインターネットオークションで継続的に出品し販売するには、酒類販売業免許が必要なことをご存じですか？酒類の販売業をしようとする方は、販売場を所轄する税務署長から通信販売酒類小売業免許を受ける必要があります。

無免許販売を行った場合、酒類の没収、罰金等処罰の対象となりますのでご注意ください。

酒類の販売業に該当するかどうかなど、お分かりになりにくいことがありましたら、国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp）をご覧いただくか、熊本西税務署酒類指導官へお尋ねください。

熊本西税務署（電話 096-355-1181）※自動音声案内

人材確保・再就職・出向をサポート

約500人のコンサルタントが全国対応。利用料・紹介料無料

産業雇用安定センターとは
人材を送り出す企業と人材を受け入れる企業との間で様々な
人材マッチングを支援している公的機関です。

約24万人の実績

サービスのラインナップ

1 人材確保・再就職の人材マッチング
専門性の高い人材を雇いたい、人材を確保したい
マッチング
事業の整理・縮小を検討している

2 キャリア人材バンク
能力・技術を有する高齢者の雇用を検討
マッチング
60歳から70歳までの方で再就職を希望している

3 人材育成・企業間交流のための出向支援
新規分野開拓のために経験者を受け入れたい
マッチング
他企業での就業経験により従業員の能力・技術向上を図りたい

4 セミナー事業（有料）
- 新入社員研修・フォローアップ研修
- リーダーシップスキルアップセミナー
- マネジメントスキルアップセミナー
- ハラスメントセミナー　など

公益財団法人 産業雇用安定センター　熊本事務所
〒860-0806　熊本市中央区花畑町1-7　MY熊本ビル6階
TEL 096-359-3526　FAX 096-319-1055

産業雇用　検索

経営に関するお困りごとはございませんか?

"まずは、信用保証協会 経営相談課までお問合せください!"

【ご相談から支援までの流れ】

経営課題の相談・受付	企業訪問・面談	具体的支援
事業者の方からご相談を受け付けさせていただきます。	協会職員が企業訪問・面談にて経営課題を把握し、課題解決への提案をさせていただきます。	課題に応じて、金融機関・支援団体と連携し、改善へのお手伝いをさせていただきます。

※ご利用の金融機関の方と一緒に訪問させていただく場合がございます。

KUMAMOTO CREDIT GUARANTEE
熊本県信用保証協会
熊本市中央区南熊本4-1-1
お問い合わせ先 フリーダイヤル 0120-69-3221

～65歳超雇用推進助成金のご案内～

65歳超継続雇用促進コース

65歳以上への定年の引上げ、定年の定めの廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施する事業主の皆様を助成します。

主な支給要件

①労働協約または就業規則で定めている定年年齢等を、過去最高を上回る年齢に引上げること
②定年の引上げ等の実施に対して、専門家へ委託費等の経費の支出があること。
③改正後の就業規則を労働基準監督署へ届け出ること
④高年齢者の雇用の安定等に関する法律の遵守
⑤１年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者が１人以上いること
⑥高年齢者雇用等推進者の選任及び高年齢者雇用管理に関する措置の実施

支給額

・定年の引上げ等の措置の内容、60歳以上の被保険者数、定年等の引上げ年数に応じて**15万円から160万円**（ただし１事業主あたり（企業単位）１回限り）

高年齢者評価制度等雇用管理改善コース

高年齢者の雇用管理制度を整備するための措置（高年齢者雇用管理整備措置）を実施した事業主の皆様を助成します。

申請の流れ

①高年齢者雇用等推進者の選任
②高年齢者雇用管理整備計画の作成、機構への計画申請
③機構から計画を認定される
④整備計画に基づき、措置を実施
⑤実施確認期間終了後、機構への支給申請

措置（注１）の内容

①高年齢者の能力開発、能力評価、賃金体系、労働時間等の雇用管理制度の見直しもしくは導入
②法定の健康診断以外の健康管理制度（人間ドックまたは生活習慣病予防検診）の導入

（注１）措置は、55歳以上の高年齢者を対象として労働協約または就業規則に規定し、1人以上の支給対象被保険者に実施・適用することが必要。

支給額

支給対象経費（注２）の60%、ただし中小企業事業主以外は45%

（注２）措置の実施に必要な専門家への委託費、コンサルタントとの相談経費等（経費の額に関わらず、初回の申請に限り50万円の費用を要したものとみなします。）

高年齢者無期雇用転換コース

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換した事業主の皆様を助成します。

申請の流れ

①高年齢者雇用等推進者の選任及び高年齢者雇用管理に関する措置を実施し、無期雇用転換制度を整備
②転換計画の作成、機構への計画申請
③機構から計画を認定される
④転換計画に基づき、対象者を転換
⑤転換の実施後６ヶ月分の賃金を支給
⑥機構への支給申請

支給額

・対象労働者１人につき**48万円**
（中小企業事業主以外は**38万円**）
支給額にかかわらず１支給申請年度（４月～３月）１適用事業所あたり10人までが上限（注３）

（注３）支給申請年度毎の人数は、転換日を基準に合算します

<お問合せ・説明会の申込先>
独立行政法人
高齢・障害・求職者雇用支援機構
熊本支部　高齢・障害者業務課
TEL　096-249-1888
FAX　096-249-1889

助成金説明会のご案内

開催日：令和５年 7/6、8/30、10/5、11/20
　　令和６年 2/5
場　所：ポリテクセンター熊本（合志市須屋2505-3)

＊参加無料
＊説明会の詳細、申込方法については、熊本支部 ホームページをご覧ください。

JEED　熊本　検索

令和5年5月分

景況ウォッチャー

情報連絡員の皆様から寄せられた回答を基に作成しています。

※DI値とは、前年同月と比較した企業の景況感を示す景況判断指数のことです。
※DIの計算方法（『増加』・『好転』した組合数―『減少』・『悪化』した組合数）÷回答組合数×100

■景況の推移（前年同月比）熊本県集計

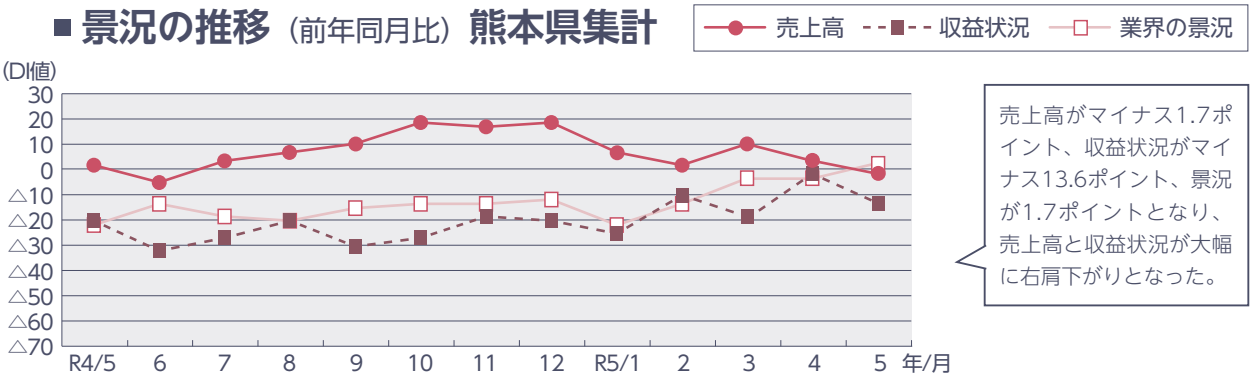

売上高がマイナス1.7ポイント、収益状況がマイナス13.6ポイント、景況が1.7ポイントとなり、売上高と収益状況が大幅に右肩下がりとなった。

	R4/5	6	7	8	9	10	11	12	R5/1	2	3	4	5
売上高	1.7	-5.1	3.4	6.8	10.2	18.6	16.9	18.6	6.8	1.7	10.2	3.4	-1.7
収益状況	-20.3	-32.2	-27.1	-20.3	-30.5	-27.1	-18.6	-20.3	-25.4	-10.2	-18.6	-1.7	-13.6
業界の景況	-22.0	-13.6	-18.6	-20.3	-15.3	-13.6	-13.6	-11.9	-22.0	-13.6	-3.4	-3.4	1.7

■景況の推移（前年同月比）全国集計

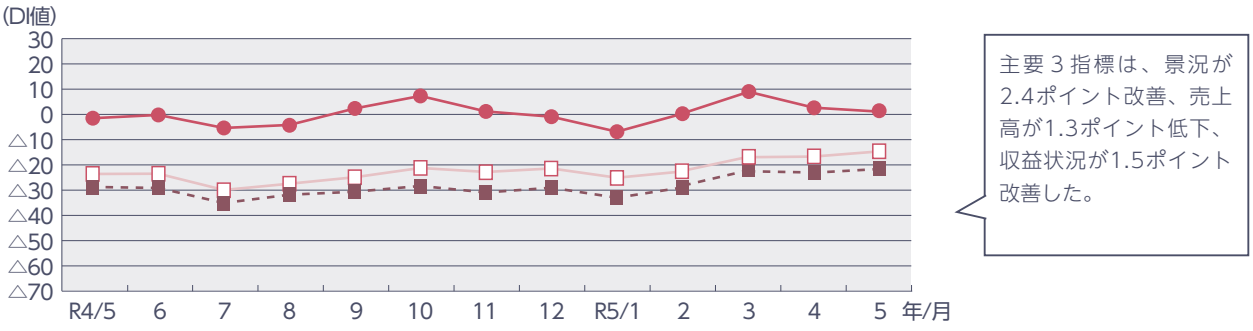

主要３指標は、景況が2.4ポイント改善、売上高が1.3ポイント低下、収益状況が1.5ポイント改善した。

	R4/5	6	7	8	9	10	11	12	R5/1	2	3	4	5
売上高	-1.4	-0.1	-5.3	-4.1	2.5	7.5	1.3	-0.8	-6.8	0.4	9.0	2.7	1.4
収益状況	-28.9	-29.3	-35.3	-32.0	-30.8	-28.5	-31.1	-29.2	-33.2	-29.1	-22.7	-23.1	-21.6
業界の景況	-23.7	-23.6	-30.1	-27.6	-25.0	-21.3	-22.9	-21.5	-25.2	-22.7	-17.2	-17.1	-14.7

■熊本の経済指標

※鉱工業指数は2010年、消費者物価指数（熊本市）は2010年を100とした指数
※中古車登録台数は中古新規登録のみです。

①熊本の人口（R5. 5）	1,708,959人	⑪新車登録台数（R5. 5）	2,907台
②鉱工業指数　生産（R5. 3）	156.6	⑫中古車登録台数（R5. 5）	1,817台
③鉱工業指数　出荷（R5. 3）	147.5	⑬預金残高（R5. 2）	7兆5,635億円
④鉱工業指数　在庫（R5. 3）	77.8	⑭貸出残高（R5. 2）	4兆8,965億円
⑤公共工事請負額（R5. 3）	351億円	⑮企業倒産件数（R5. 4）	4件
⑥設住宅着工戸数（R5. 3）	1,491戸	⑯企業倒産負債総額（R5. 4）	4億1,000万円
⑦百貨店売上高（九州）(R5. 3）	406億円	⑰輸出（R5. 2）	28億円
⑧スーパー売上高（九州）(R5. 3）	981億円	⑱輸入（R5. 2）	144億円
⑨共同店舗売上高（県内７店舗）(R5. 3）	4億9,751万円	⑲消費者物価指数（R5. 3）	103.6
⑩生コン出荷量（R5. 5）	106,862㎥		

前年同月比（%）：-10%以上 減少　－５%以上～-10%未満 やや減少　0～±５%未満 不変　＋５%以上～+10%未満 やや増加　+10%以上 増加

【データ出典】
■①…熊本県統計人口調査　■②～④…熊本県鉱工業指数月報　■⑤～⑧、⑬～⑲…熊日新聞掲載
■⑨…熊本県中央会調べ　■⑩…熊本県生コンクリート工業組合　■⑪・⑫…熊本県自動車販売店協会

情報連絡員便り

※情報連絡員の方より回答いただきました
フリーアンサーの中から一部掲載しています。

食料品　麺類製造業

- 販売価格を上げたにも関らず、小麦粉及びその他の原材料の上昇などにより収益が上がらない状況にある。

繊維工業製造業　ニット製品製造業

- 受注減。新規取引先開拓も思うようにいかない。
- 収益は改善しつつあるが、原油価格高騰による光熱費や人件費の急上昇で利益の確保が難しい状況が続いている。

窯業・土石製品　コンクリート製品製造業

- TSMCの影響か、人手不足が顕著である。人材確保が業界の今後の目標。
- 県全体の売上高前年同月比がやや上回っている要因として、熊本地区における菊陽町の半導体製造工場関連の需要が県全体の出荷量を下支えしていることが考えられる。なお、半導体製造工場関連の需要は今年度の６月頃まで続く見通しである。但し郡部地区との出荷量の格差が目立ち、県南地区における令和２年７月豪雨の災害復旧工事以外は特に目立つ物件もなく、依然として厳しい状況である。

鉄鋼・金属　異業種

- ５月末に１組合員が廃業することになった。
- 前年比と比べると、全体的に減少傾向である。
- 販売価格と雇用人員は増加傾向である。
- TSMC進出で人手不足が深刻化。
- 売上高、収益状況の減少傾向が続いており、経営的には苦しい組合員が多い状況である。TSMCの進出に伴う地域産業の活性化が宣伝されているが、地場企業に対する影響としては、今のところ原材料の高騰や人材不足の面で、マイナス要因の方が強い状況となっている。

卸売業　各種商品卸売業

- 建設中のTSMCが話題になっているが、当組合には活況が感じられない。直接の取引が無いので実際に稼働しないと影響は不明である。食品や家電は消費者が値上がり分を節約する傾向があるので売上数量はやや減少である。

卸売業　セメント卸売業

- 今月は前月より出荷増であった。

小売業　燃料小売業

- 新型コロナウイルス感染症が第５類へと緩和される状況下で迎えたゴールデンウィークであったが、天候、物価高騰による買い控え、予想以上の自動車の電動化のいずれによるものか細部は不明であるが、燃料油販売量は期待ほど伸びなかった。
- 今月のプロパン・ブタンの原油価格は555ドル/ｔで先月555ドル/ｔより価格変わっていないが、昨年比較でみると、0.65倍程度に下がっている。販売量は前年比で2.8%減で、売上も2.3%減の結果となっている。梅雨時期から夏場にかけて、またさらに数量が増えず、厳しい状況下に入る。

小売業　その他の小売業

- 中古車業界においては、前年は仕入価格の高騰があり在庫確保に苦慮したが、本年は価格の下落となった。結果として高値で仕入れ安値で販売する状況となり、組合員にとって厳しい経営となることが窺える。

小売業　各種商品小売業

- 取引条件（仕入価格）の悪化により、販売価格への転嫁がしづらい状況。雇用に関して、退職者の補充が求人しても出来ない状況。
- まちなかにぎわい回復支援事業によるプレミアム付商品券の販売効果は、非常に大きい。最近新聞購読数が減少しているようである。その分、HPへのアクセス件数が増加している。Ｒ５年度１月以降は前年同月比で130%以上の増加率を示している。特に４月は、アクセス件数：4440件で144%の増加率であった。４月21日から販売のプレミアム付商品券のチラシや広告文書を掲載していることも要因と思われる。
- 仕入れ価格の高騰で、売価の上昇があり売場間でその対応にバラツキがあるように思う。アドバイザーの助言もあり、販売計画をより会員に絞り込み令和５年度は実行するように進んでいる。組合直営の売場の収支状況で総合衣料品が著しく良くない。業種を含め早急に対応したいと考えている。
- インバウンド増加に伴い、品揃えを変更し対応している。

商店街　天草市
- 仕入れ価格の上昇により、経費が増えた（電気代、運送費等他）。

サービス業　その他のサービス業
- スポーツイベントの受注が活発化してきた。新型コロナウイルス感染症の影響も薄れ、これから更に以前のような受注が見込まれる。ただ、高齢化が進み稼働率が減少傾向にある。

サービス業　デザイン業
- 屋外、インドアイベント宴会等が顕著に増加の動きがみられ、業界関連の売上が増加している。

サービス業　旅館業
- 人手不足が顕著で今後良くなる見込みも乏しい。

サービス業　自動車一般整備業
- 物価上昇に合わせ整備業界でも４月よりレバレート（工賃）を上げる動きが出た。

建設業　鉄筋工事業
- TSMC工事関連の影響で道路渋滞がひどいため、現場まで行くのに時間がかかり、早い時間に出発しなければならなくなったことから働き方改革にそぐわない点がある。
- 技能者不足が継続したままである。

建設業　総合工事業
- 昨年より続いている原材料高騰の影響により、資材価格は３～４割上昇し、組合員は厳しい状況に置かれている。

建設業　鉄骨工事業
- 商社の動きが顕著になっている。
- 見積物件が増えて来た。
- 公共工事が少ない。
- 図面の承認が遅いので、予定より作図工程が遅くなり工場の工程がうまく流れない。
- 現場労務の手配が難しくなっている。

運輸業　沿海海運業
- 荷動きは順調で用船料も上がっており、船の新造も続いている。

運輸業　一般乗用旅客自動車運送業
- 市内はタクシーの数が減少し、昼間でもタクシーがこないとのことであるが、組合ではこれにのって売上が上がるように中々できていない。

運輸業　一般貨物自動車運送業
- このところ荷動きは良い月は無く、特定部門ではなく全体的に減少となっている。
- 燃料価格は補助金終了後の不安が大きい。
- 2024年問題への対応として運賃値上げは進んでいるが人員確保は進んでいない。
- TSMCの影響で今まで渋滞が無かった場所が渋滞している。

編集後記

あつーい夏が到来し、日中は蒸し暑いですね。こんな暑い日にはさっぱりしたものが食べたくなります。最近は蕎麦にハマっており、私の性格上、飽きるまで食べることでしょう(笑)。皆さんは暑い日には、どんなものを食べますか？ぜひお聞かせください。

先月、山鹿までドライブに行き、気になってたカフェやごはん屋さんを巡りました。プライベートでなかなか行くことがなかったので、晴れた日に思い切って行ってきましたが、魅力あるお店がたくさんあり、もっといろんな場所を散策したくなりました。熊本に住んでいても知らない名所などたくさんあるので、これからも県内の魅力あるお店や観光スポットなどを巡っていきたいと思います！それでは、来月号もお楽しみに☺

連携支援部支援３課　山下春香

「グルメ倶楽部」のオムハヤシ、最高でした。

「CAFÉ　BANANA」のバナナスムージー

月刊 中央会　組合活性化情報　No.806／2023.7月号

TEL.096-325-3255　FAX.096-325-6949
E-mail:info@chuokai-kumamoto.com

発行所／熊本県中小企業団体中央会　熊本市中央区安政町３番13号　発行人・編集人／専務理事　斉藤浩幸　印刷所／コロニー印刷　熊本市西区二本木３丁目12-37

BESTパートナー
大樹生命
日本生命グループ
つなぐ～信頼を拡げ、未来を拓く～

大樹のように　とことん安心
大樹のように　もっとよりそう
大樹のように　ずっとずっと見守るよ
大きな安心　お届けします

大樹生命保険株式会社　熊本支社
〒860-0806 熊本県熊本市中央区花畑町1-1 大樹生命ビル5F　TEL:096-354-4394
https://www.taiju-life.co.jp/

有利な金利で、1年、2年、3年

新型定期預金　マイハーベスト

人を思う。未来を思う。
商工中金
ご来店をおまちしています
熊本支店

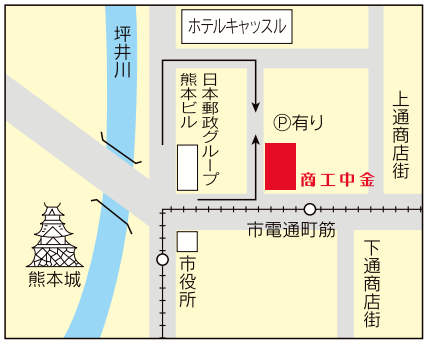

TEL:096-352-6184
熊本市中央区城東町2-23　●日本郵政グループ熊本ビル隣
詳しくはホームページで　http://www.shokochukin.co.jp/

企業の安心経営に、従業員の福利厚生に

「中央会のすまいる共済」

に加入しましょう！　（傷害総合補償共済）

※掛金は月々1,000円と2,000円のコースがあります。
※共済金のお支払いは、政府労災に関係なくお支払いします。

※その他各種共済もございます。お問い合わせは中小企業団体中央会へ。

安心、信頼、ゆたかな未来へ。

くまもと共済

熊本県火災共済協同組合

ホームページ検索　くまもと共済　検索　クリック!

●本　　部／熊本市中央区安政町3番13号
（熊本県商工会館3階～5階）
TEL. 096−325−3411

●八代営業所／八代市松江城町６番６号
（八代商工会館２階）
TEL. 0965−35−5686

●天草営業所／天草市栄町1番25号
（本渡商工会館２階）
TEL. 0969−24−2516

令和5年7月1日発行（毎月1回1日発行）
購読料1部一〇〇円　会員の購読料は会費に含まれています